

（寄稿）

NOMURA

医療法改正 ～医療法人の分割制度～

医療法の一部を改正する法律(以下「改正医療法」)が平成 27 年 9 月に第 189 回国会において可決成立しました。

今回の改正医療法の項目の多くは、平成 25 年 8 月に公表された「社会保障制度改革国民会議報告書」及び同 26 年 6 月に公表された「日本再興戦略改定 2014 年」において方向性が示され、その内容を受けて厚生労働省に設けられた、「医療法人の事業展開等に関する検討会」(以下「検討会」)で議論を行ってきた内容です。この検討会では、アベノミクス第三の矢として策定された「日本再興戦略」における大枠の考え方を前提に、個別具体的な検討を重ね、法案の骨子に落とし込むための議論が行われました。

検討会では、「社会保障制度改革国民会議報告書」等において、いわゆる社会保障費の抑制が国家的な課題であるとの認識をベースに、医療資源の効率化の観点から医療機関の経営環境整備が議論され、地域医療連携推進法人の認定制度、医療法人の分割制度等が改正医療法において明文化されました。

また、一定規模以上の医療法人については、その財務諸表について法定監査が規定され、医療機関経営のさらなる透明化が求められました。改正医療法は、医療機関経営の選択肢を増やす等、経営に直結する改正点を含んでいるため、影響度が高いと考えられます。

なお、改正医療法の施行時期は「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とされており、法律の詳細及び施行時期については政省令に委ねられています。

本稿では、医療法人の組織再編における医療法改正の動向及び医療法人の分割制度(前述の通り政省令は今後公表される予定です)を整理し、現行選択できる組織再編手法について確認します。

2016 年 1 月 18 日

Healthcare note

(No. 16-01)

寄稿者名：
税理士法人
山田&パートナーズ
医療事業部
板持 英俊

編集主幹：
野村ヘルスケア・
サポート&アドバイザリー
市川 剛志

野村證券株式会社
金融公共公益法人部